

在ウガンダ日本国大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員の募集 (4月17日応募締め切り)

在ウガンダ日本国大使館では、令和5年度の予算成立を条件に、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」(以下、草の根無償)に関する業務の一部を実施する外部委嘱員を募集します。

1 草の根無償について

大使館が行う草の根無償とは、ウガンダの非営利団体(地方公共団体、NGOなど)が両国国内で実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、活動に必要な資金供与を行うものです。詳細は以下を参照ください。

・草の根無償について(外務省ホームページ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/

2 外務委嘱員の業務

外部委嘱員は、大使館との業務委嘱契約に基づき、主として以下のような業務の補助を行います。

- (1) 案件形成に係る調査、現地調査、申請団体を含む関係者との調整
- (2) 資金供与するプロジェクトの贈与契約の署名式、引渡し式のアレンジ
- (3) 被供与団体からの報告書、会計監査報告書などの取付け及び確認
- (4) 案件監理、実施状況モニタリング、評価、フォローアップ
- (5) その他、草の根関連業務

なお、草の根無償は国の施策としての業務のため、供与団体の選定、案件採択、資金供与などの政策判断は大使館の担当者が行います。そのため、外部委嘱員は大使館が行う政策判断に必要な事前調査、申請団体との調整、要請書・報告書の取付け、モニタリングなどの作業を担当するものです。大使館の担当者と外部委嘱員は、常に情報を共有しつつ、草の根無償の業務処理を行います。外部委嘱員は、業務上知り得た情報を対外的に明らかにしてはならない守秘義務を負います。

3 契約形態ほか

(1) 契約形態

外部委嘱員は大使館職員として雇用されるものではありません。大使館と草の根無償の業務にかかる業務委嘱契約を交わし、委嘱契約期間、同業務委嘱に対して大使館が毎月一定額の謝金を払うというものです。雇用ではなく委嘱契約であるため、各種の待遇は適用されず、例えば、健康・傷害保険、年金や旅券取得、入国ビザについては個人で手配することになります。

(2) 委嘱料

大使館の規定に基づき、能力・経験を踏まえ委嘱料（謝金額）を決定します。日本から渡航する方については、往復の航空賃（ディスカウント・エコノミー）、空港使用料、支度料、住居費を規定に基づき支給します。なお、ウガンダ在住者については、原則、謝金のみとなります。

(3) 委嘱期間

2023年4月1日以降（具体的な業務開始日程は応相談）、2024年3月31日までとなります。なお、大使館及び委嘱者の双方の合意及び予算に基づき、3年間を上限に委嘱契約を更新することは可能です。

4 応募条件

- (1) 英語及び日本語で文書作成、会話、交渉が可能であること。
- (2) 大学卒業又は同等の学歴を有すること
- (3) 心身共に健康であること
- (4) 開発及び経済協力に関する知識、関心を有すること
- (5) 各種報告書作成に必要な基本的パソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント等）ができること

5 応募方法

(1) 件名に【草の根外部委嘱員応募】と明記の上、以下の応募書類を2023年4月17日までに担当者にメールで送付してください。応募の際に提出いただいた個人情報は、採用選考の目的のみに使用し、応募の秘密は厳守いたします。

- ア 写真を添付した履歴書（和文、書式自由）
- イ 志望理由（和文A4サイズ1枚程度。簡潔具体的に）
- ウ 英語力を証明できる資料

(2) 選考方法及びスケジュール

募集締め切り：2023年4月17日

第一次選考：書類選考。2023年4月19日までに第一次選考結果を応募者全員にメールで通知します。

第二次選考：テレビ電話によるオンライン面接（第一次選考通過者のみ実施）。2023年4月21日（予定）。

6 応募先／問合せ先

在ウガンダ日本国大使館 経済協力班 大山

tomoko.ohyama@mofa.go.jp